

婚姻届 記入例（外国籍のかたと日本方式で婚姻する場合）

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

兵庫県芦屋市長殿

受理	令和	年	月	日			
第		号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1)	夫になる人	妻になる人
	氏名 あしや たらう 芦屋 太郎	氏名 ベルナル マリア ベルナル マリア
(2)	生年月日	生年月日
	平成〇年〇月〇日	西暦〇〇〇〇年〇月〇日
(3)	住所	住所
	兵庫県芦屋市山手町 2番6-101号 世帯主の氏名 芦屋太郎	兵庫県西宮市六湛寺町 10番3号 世帯主の氏名 ベルナル, マリア
(4)	本籍	本籍
	大阪府大阪市中央区 大阪城1番地 筆頭者の氏名 芦屋一郎	国籍 アメリカ合衆国 番地 筆頭者の氏名
(5)	父母及び養父母の氏名 父母との続柄	父母及び養父母の氏名 父母との続柄
	父 芦屋一郎 続柄 長男 母 芦屋和子 続柄 長女	父 ベルナル, ジェームズ 続柄 二女 母 ベルナル, エレーナ 続柄 二女
(6)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍
	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍 (左の四の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 兵庫県芦屋市精道町 7番地	
(7)	同居を始めたとき	同居を始めたとき
	令和〇年〇月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(8)	初婚・再婚の別	初婚・再婚の別
	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (死別/離別) 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (死別/離別) 年 月 日
(9)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事
	天 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 天 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	夫妻の職業
	夫の職業	妻の職業
(11)	届出人署名 (※押印は任意)	届出人署名 (※押印は任意)
	夫 芦屋太郎 印	妻 Maria Bellnare 印

「氏名」欄
 ・外国籍のかたの氏名は、韓国や中国など漢字で表記する国のかたの場合は、漢字で記入してください。
 ・それ以外の国のかたの場合は、カタカナで記入してください。

「生年月日」欄
 ・外国籍のかたの生年月日は、西暦で記入してください。

証人	
署名 (※押印は任意)	署名 (※押印は任意)
甲山みどり 印	乙川一郎 印
生年月日	生年月日
平成〇〇年〇月〇日	昭和〇〇年〇月〇日
住所	住所
東京都千代田区九段南 1丁目2番1号	兵庫県神戸市中央区 加納町6丁目5番1号
本籍	本籍
兵庫県明石市二見町 東二見457番地 2	滋賀県大津市御陵町 3番地

「住所」欄
 ・届出日時時点で住民登録されているところを記入してください。
 ・婚姻届と同時に住民異動届を提出される場合は、新しい住所を記入してください。

「証人」欄
 ・成人のかたお2人に記入して頂いてください。

「婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍」欄
 ・夫の氏/妻の氏のチェックは不要です。
 ・日本人のかたが戸籍の筆頭者ではない場合は、新しい戸籍がつくれますので、新本籍を記入してください。

「初婚・再婚の別」欄
 ・再婚の場合は、死別・離別年月日を記入してください。

「届出人署名押印」欄
 ・署名は必ず本人が自署してください。
 ・押印は任意です。

お問い合わせ先
 芦屋市役所 市民課
 TEL (0797) 38-2030

＜届出地＞
 届出人の所在地もしくは届出人の本籍地

＜届出に必要なもの＞

- ・婚姻届書 1通
- ・窓口に来られるかたの本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・外国籍のかたのパスポート及びその訳文 (訳者の署名が必要)
- ・外国籍のかたにかかる婚姻要件具備証明書及びその訳文 (訳者の署名が必要)

【注意】 国籍によってはその他に必要な提出書類がある場合がございますので、詳しくはお問い合わせください。

【戸籍謄本は原則不要になりました】

届書に日中の時間に連絡がとれる電話番号を記入してください。